

鳥取県債権管理事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年2月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第1号

鳥取県債権管理事務取扱規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県債権管理事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(過年度税外未収金調書) 第11条 知事又は出納機関の長は、出納閉鎖期日後、過年度に属する歳入の未収入金について、過年度税外未収金調書（様式第6号）を作成し、会計管理者に提出しなければならない。	(過年度税外未収金調書) 第11条 知事又は出納機関の長は、出納閉鎖期日後、過年度に属する歳入の未収入金について、過年度税外未収金調書（様式第6号）を作成し、 <u>歳入計算書に添えて</u> 、会計管理者に提出しなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

第2条 鳥取県債権管理事務取扱規則の一部を次のように改正する。

様式第6号を次のように改める。

様式第6号（第11条関係）

過年度税外未収金調書

(年度分) (課(出納機関)名)

年度区分	調定時の収入科目	前年未繰越		当該年度内		翌年度繰越		徴収経過	今後の処理予定
		過年度未収額	件数	収入額	件数	未収額	件数		
		円		円		円			

注1 年度区分は、当初調定した年度を記入する。

2 調定を取り消したとき、又は欠損処分をしたときは、その額及び件数を括弧を付して当該年度内の収入額及び件数の下に記載する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。